

原議保存期間	3年(令和8年3月31日)
有効期間	3年(令和8年3月31日)

F . N o . 1 9 8 0 5 0 B

滋警県甲発第 S0409 号

令和 4 年 6 月 3 日

各 部 長  
首 席 監 察 官  
警 察 学 校 長  
各 首 席 参 事 官 殿  
各 参 事 官  
各 所 属 長  
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について（通達）

みだしのことについては「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（令和3年4月1日付け滋警県甲発第 S0240 号）により運用してきたところであるが、各種公費負担内容を一部改め、令和4年6月3日から施行することとしたので、通達する。

なお、「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（令和3年4月1日付け滋警県甲発第 S0240 号）は、令和4年6月2日限りで廃止する。

記

## 1 目的

別表対象事件一覧表の犯罪被害に伴い、犯罪被害者等が負担する経費を公費負担することにより、犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減し、もって犯罪捜査過程における犯罪被害者等への支援を強化するものである。

## 2 身体犯被害者に係る診断書料及び初診料等の公費負担

### (1) 支出経費

- ア 身体犯被害者に係る診断書料（死体検案書料を含む。以下「診断書料」という。）
- イ 診断書の提出を求める場合に要する医療機関の初診料（再診料を含む。）及び検査費用とし、原則として治療費を除くものとする。

### (2) 公費負担できる場合

- ア 別表に掲げる身体犯に関し、診断書の提出を求める場合及び死体検案書（犯罪死体又は変死体に係るもの。）が発行された場合

イ 診断書等の作成に当たり医療機関で初診料（再診料を含む。）及び検査費用が必要となる場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

ただし、警務部警察県民センター所長（以下「警察県民センター所長」という。）が必要と認めた場合を除く。

ア 相被疑事件、明らかに犯罪として認められない場合等、公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

イ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者（保護者が当該事件の被疑者である場合を除く。）とする。）が公費負担を希望しない場合

ウ 犯罪被害者が被害申告前に受診し、既に初診料等を支払っている場合で、受診した医療機関において支払金の還付ができないとき

3 性犯罪被害者に係る初診料等の公費負担

(1) 支出経費

ア 性犯罪（強盗・強制性交等罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪、強制わいせつ等致傷罪及び監護者わいせつ及び監護者性交等罪（これらの罪の未遂罪を含む。））の被害者に係る診断書料

イ 性犯罪被害者の初診料、初診に係る諸費用（初回処置時における犯罪被害に起因する応急的治療費、同様の投薬料、初診に伴う紹介料等）、検査等費用（膣洗浄、超音波検査、性感染症検査等）、再診料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶費用（以下これらを「初診料等」という。）

(2) 公費負担できる場合

上記(1)-アの性犯罪に関し、医療機関において診察等を行う場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

ただし、警察県民センター所長又は刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）が必要と認めた場合を除く。

ア 明らかに犯罪として認められない場合等、公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

イ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者（保護者が監護者わいせつ及び監護者性交等罪の被疑者である場合を除く。）とする。）が公費負担を希望しない場合

ウ 犯罪被害者が被害の申告をせずに受診し、既に初診料等を支払っている場合で、受診した医療機関において支払金の還付ができない場合

4 犯罪被害者等に対する事情聴取等に関する旅費の公費負担

(1) 支出経費

別表に掲げる対象事件の犯罪被害者等から事情聴取する際の交通費

(2) 公費負担できる場合

別表に掲げる対象事件の犯罪被害者等に、警察署等へ出頭を求める場合で、公費負担を希望するとき

(3) その他

本旅費については、各所属からの支出負担とする。

5 司法解剖後の遺体搬送経費の公費負担

(1) 支出経費

搬送経費は、司法解剖後の遺体を滋賀医科大学社会医学講座法医学部門剖検室（解剖室）又は警察署等から、被害者宅又は遺族等が希望する滋賀県内の場所までの間とする。

ただし、限度額を設け、限度を超過する分の費用は犯罪被害者等の負担とする。

(2) 公費負担できる場合

県内において司法解剖を実施後の遺体で、遺族が公費による搬送を希望する場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

ただし、警察県民センター所長又は捜査第一課長が必要と認めた場合は除く。

ア 犯罪被害者が加害者の配偶者（内縁関係を含む。）、直系親族及び兄弟姉妹、又は同居の親族である場合（親族関係が事実上破綻している場合を除く。）

イ 犯罪被害者が生前、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

ウ 身元不明死体等関係者が判明しない場合

エ その他、公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

6 犯罪被害者等からの聴取事務に係る警察施設以外の相談施設借上げに要する経費の公費負担

(1) 支出経費

犯罪被害者等やその被害関係者等からの聴取事務（相談又は被害申告の受理、その他の事情聴取（カウンセリングを含む。）をいう。）を行うために、警察施設以外の相談施設を借上げ使用する費用

(2) 公費負担できる場合

次のいずれかに該当する者が警察施設以外の相談施設で聴取事務を希望する場合

ア 性犯罪、配偶者からの暴力事案（DV）及びストーカー事案の犯罪被害者等

イ 暴力団犯罪の犯罪被害者等

ウ ひき逃げ事件、交通死亡事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の犯罪被害者等

害者等

エ 上記事件に係る被害関係者、目撃者、参考人及び警察県民センター所長が必要と認めた者

(3) 借上施設

借上施設は、公共又は民間の別を問わないが、次の条件を満たしていること。

ア 聴取事務に適した会議室を備えていること。

イ 被害者等に地理的利便性があること。

ウ 人目を気にせず立ち入ることができるなど安心感があること。

7 犯罪被害者等への一時避難場所の確保に要する経費の公費負担

(1) 支出経費

犯罪行為により、自宅が破壊されるなど物理的に居住することが困難となる場合や、検証、実況見分等の捜査活動に長時間を要する場合など、犯罪被害者等の一時避難場所を確保することが必要な場合に要する費用。

(2) 公費負担できる場合

犯罪被害直後に一時避難する必要性が認められる犯罪被害者等で、公的施設及び親類知人宅等の一時避難可能な宿泊場所を一時的に確保することが困難であると認めた場合に、公費負担を希望し、且つ次のいずれかに該当するとき。

ア 自宅が犯罪行為の現場であり、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損や自宅における検証、実況見分、その他捜査活動に長時間を要し、自宅での居住が困難な状況である場合

イ 自宅が犯罪行為の現場である等、犯罪被害者等が自宅に引き続き居住することで、加害者若しくはその関係者から危害を被るおそれ又は精神的な二次被害を受けるおそれがある場合

(3) 使用施設

使用施設は、一時避難場所に適したホテル、旅館等の宿泊施設から、事案の内容、地域の実情等を勘案の上で選定する。

(4) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

ア 犯罪被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

イ 犯罪被害者等に暴行、脅迫又は侮辱等の当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆、幫助又は容認する行為があった場合

エ 明らかに虚偽申告である場合等、公費で支出することが社会通念上適切でない  
と認める場合

オ 加害者等から一時避難措置費用として支払いを受けている場合

## 8 ハウスクリーニングに要する経費の公費負担

### (1) 支出経費

自宅等の家屋の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に必要な経費とする。

### (2) 公費負担できる場合

ア 滋賀県内に所在する自宅、実家等が犯罪現場となり、その犯罪による血痕、吐しゃ物、排泄物又は異臭の除去等の清掃が必要な場合で、且つ、犯罪被害者等がその場所で継続的に居住する場合

イ その他、警察県民センター所長が必要と認めた場合

### (3) 対象事件

ア 殺人罪及び同未遂罪

イ 強盗致死罪及び同未遂罪

ウ 強盗・強制性交等致死罪

エ 傷害致死罪

オ その他、警察県民センター所長が必要と認めた事件

### (4) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は公費負担しない。

ア 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合（親族関係が事実上破綻している場合を除く。）

イ 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

ウ 相被疑事件又は犯罪被害者等に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

エ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆、幫助又は容認する行為があった場合

オ 犯罪被害者等が公費負担を希望しない場合

カ 公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

### (5) その他

支出手続等については、別途、警務部長が指示する。

## 9 犯罪被害者等カウンセリングに係る経費等の公費負担

### (1) 支出経費

犯罪被害者等が自ら、精神科医又は臨床心理士等を受診した際の診療及びカウンセリングに要する費用とする。

### (2) 公費負担できる場合

別表に掲げる対象事件の犯罪被害者等で、カウンセリングを希望している場合

### (3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

ただし、警察県民センター所長又は警察本部の当該事件を主管する課の長が必要と認めた場合を除く。

ア 犯罪被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

イ 犯罪被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆、幫助、又は容認する行為があった場合

エ 明らかに虚偽申告である場合等、公費で支出することが社会通念上適切でないと認める場合

オ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者（保護者が監護者わいせつ及び監護者性交等罪の被疑者である場合を除く。）とする。）が公費負担を希望しない場合

10 結果等報告

内部管理事項につき、省略

11 その他

内部管理事項につき、省略

## 別表

## 対象事件一覧表

区分	罪名等
身体犯	<p>ア 殺人罪（刑法第 199 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>イ 強盗致死傷罪（刑法第 240 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ウ 強盗・強制性交等罪及び同致死罪（刑法第 241 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>エ 強制性交等罪（刑法第 177 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>オ 強制わいせつ罪（刑法第 176 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>カ 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第 178 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>キ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第 179 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ク 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第 181 条の罪）</p> <p>ケ 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>コ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>サ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の 2 の罪。未遂を含む。）</p> <p>シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ス 人身売買罪（刑法第 226 条の 2 の罪。未遂を含む。）</p> <p>セ 逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条の罪）</p> <p>ソ 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪）</p> <p>タ 傷害致死罪（刑法第 205 条の罪）</p> <p>チ 傷害罪（刑法第 204 条の罪）</p> <p>ツ 前アからチまでの罪以外の罪で、致死傷を結果とする結果的加重犯において致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもの（交通事故事件に係るものを除く。）</p>
重大な交通事故事件	<p>ア 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>イ ひき逃げ事件（車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>ウ 交通死亡事故等（前ア又はイに該当するもののほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び全治 3 箇月以上の傷害を負った事件）</p> <p>エ 危険運転致死傷罪等に該当する事件（前ア、イ又はウに該当するもののほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条（第 4 項を除く。）の罪に該当する事件）</p>